

◎新潟県告示第446号

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両の乗り入れができる場所を次のとおり指定する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類  
園路及び駐車場
- 3 位置  
新潟市中央区清五郎字川東及び長潟字宮谷内の一部
- 4 区域  
別紙図面のとおり

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・車両乗入区域

